

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた運営方針（2021年4月14日改定）

◎いずれの場合においても、感染防止対策の徹底を行うものとする。

危機管理委員会

地域の感染レベル	授業	学内での学習活動	就職指導・支援体制	図書館利用	課外活動 (クラブ・サークル)	学生・教職員の 県外移動制限	教職員の 勤務体制
< 要 注 意 > 感染拡大の恐れがあり、感染防止策が必要な場合	原則、対面授業とする。	学習活動を可とする。	就職指導・支援、就職関連イベントを可とする。	通常どおりの利用を可とする。	通常どおりの活動を可とする。	制限は設けない。 ただし、緊急事態宣言対象区域への移動については注※5の対応をとる。	通常どおりの勤務とする。
< 要 警 戒 > 感染拡大の危険性があり、新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる富山県対策指針が ステージ1 の場合	原則、対面授業とする。	学習活動を可とする。	就職指導・支援、就活関連イベントを可とする。	通常どおりの利用を可とする。 なお、入館人数を制限することがある。	学内活動については19時までとし、各団体の顧問等教職員の指導・監督の下で行うものとする。 学外活動を行う場合には、予め危機管理委員会の許可を得るものとする。	○緊急事態宣言対象区域への移動については、注※5の対応をとる。 ○危機管理委員会が要注意地域として指定する地域に移動する場合は、大学に届出を行うものとする。また、帰宅後5日間は、不要不急の外出を自粛するものとする。	通常どおりの勤務とする。なお、毎朝の検温、チェックシートへの記録を行うものとする。
< 高度要警戒 > 感染が急拡大し、新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる富山県対策指針が ステージ2 の場合	原則、遠隔授業とする(学生は、入構自粛)。対面授業を必要とする場合は、予め危機管理委員会の許可を得るものとする。	原則、不可とする。ただし、事前の申出がある場合には、予め危機管理委員会の許可を得るものとする。	原則、遠隔での就職指導・支援を可とする。ただし、事前に学生からの申出がある場合には、予め危機管理委員会の許可を得るものとする。なお、4年生及び3年生については、注※4のとおりとする。	館内利用をする場合は、予め危機管理委員会の許可を得るものとする。	課外活動を行う場合は、学内外を問わず、予め危機管理委員会の許可を得るものとする。課外活動は富山県内に限定するが、特段の必要があると危機管理委員会が許可した場合は、県外での活動を認める。	○緊急事態宣言対象区域へ移動する場合は、注※5の対応をとる。 ○上記以外の県外への移動も原則禁止とし、県外に移動する場合は、大学に届出を行うものとする(隣県からの通勤・通学は除く)。なお、要注意地域が指定されている場合は、<要警戒>と同様の措置をとる(外出自粛)。	[教員]原則、在宅ワークとする(「1週4日以上の出勤」を求めない)。 [職員]在宅ワークを認め、各部署で出勤者を減らしたシフトで業務を行う。
< 緊急事態 > 富山県対策指針が ステージ3 の場合など、国や自治体による一斉休講の要請がある場合 キャンパス内で感染者・クラスター感染が発生した場合	遠隔授業とする。 (学生は、入構禁止)	不可とする。	遠隔での対応とする。	館内利用は不可とする。	大学を閉鎖し、活動停止とする。	○大学を閉鎖し、自宅待機とする。 ○やむを得ず緊急事態宣言対象区域へ移動する場合は、注※5の対応をとる。	[教員]<高度要警戒>に同じ。 [職員]在宅ワークとし、事務局は電話対応のみとする。 キャンパス内のクラスター感染等で業者消毒を行う期間は、一斉休業とする。

注

※1 地域とは、富山県をいう。

※2 ステージとは、富山県の「新型コロナウイルス感染症拡大にかかる富山県対策指針について(令和2年5月14日策定、5月28日改定)」における定義を指す。

※3 「新型コロナウイルス感染症拡大警報(富山アラート)」が発令された際には、ステージ2に上がる可能性を示唆しつつ、<高度要警戒>に備える。

※4 就職活動中の4年生及び3年生：富山県のステージ2の指標のうち、新規陽性者数と感染経路不明の新規陽性者数のどちらかが基準を下回った場合は、学内就職ガイダンス及び学内合同企業説明会等の開催を可とする。

※5 本学教職員及び学生が政府の緊急事態宣言対象区域に移動する場合は危機管理委員会の許可を得るものとし、当該区域を出発してから5日間(出発日起算)を待機期間として、この間の大学構内への立入りは、危機管理委員会の許可がない限り禁止する。またこの待機期間中は、不要不急の外出を避けることとする。寮生については、待機場所は寮以外の場所(ホテル等)とする。来訪者(本学非常勤を含む)についても同様の対応をするものとし、玄関及び受付窓口から先の構内立入は原則として認めない(機器の搬入等特別の必要がある場合は、予め危機管理委員会の許可を得るものとする)。